



# 長野県報

11月6日(木)  
平成20年  
(2008年)  
第2014号

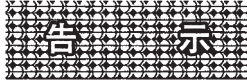
## 目次

### 告示

昭和31年長野県告示第706号(長野県議会の定例会を開くべき月の指定)の一部改正(財政課) .....	1
長野県議会定例会の招集(財政課) .....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	2

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) .....	2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(14件)(産業政策課) .....	2
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) .....	10
土地改良事業の施行の同意(2件)(農地整備課) .....	11
一般競争入札(病院事業局) .....	11
一般競争入札(生活排水課) .....	12
特定調達契約に係る一般競争入札(障害福祉課) .....	12



### 長野県告示第603号

昭和31年長野県告示第706号(長野県議会の定例会を開くべき月の指定)の一部を次のように改正します。

本文に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

財政課

### 長野県告示第604号

平成20年11月27日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

財政課

### 長野県告示第605号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新田松本線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字和田2773番の2地先から 松本市大字和田2591番地先まで	旧	6.3~ 6.7 m	0.3575 km
同 上	新	10.0~18.5	0.3575

道路管理課

## 長野県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮村湯田中停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地613番の1地先から 下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地684番の1地先まで	旧	6.4～9.0 m	0.0962 km
同 上	新	11.0～13.0	0.0962

道路管理課

## 長野県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

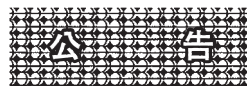
その関係図面は、告示の日から平成20年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 宮村湯田中停車場線
- 2 供用を開始する区間  
下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地685番の1地先から  
下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地684番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年11月6日

道路管理課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成20年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人北信州・ふるさと古民家を住み継ぐ会
- 3 代表者の氏名  
川島直樹
- 4 主たる事務所の所在地  
中野市大字永江4269番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内外の人々に対して、北信州に多く残存する古民家の保持保存の重要性に関する啓発事業を行い、日本の農耕庶民文化の集大成とも言える古民家の保持保存に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド佐久店  
佐久市大字岩村田字下樋田1788-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社 ヤマダ電機  
群馬県高崎市栄町1-1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住所
株式会社 ヤマダ電機	山田昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11